

京都市交通局管理規程 2-0（京都市交通局事務処理規程）の一部を  
次のように改正する。

平成16年6月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第2条第2項に次の1号を加える。

(3) 市バス系統改革プロジェクトチーム

第3条第5項を次のように改める。

5 プロジェクトチームにチームリーダー及びチーム員を置く。

第3条第5項の次に次の1項を加える。

6 プロジェクトチームに副チームリーダー及びチーフを置くことがある。

第12条路線再編プロジェクトチームの項の次に次の1項を加える。

市バス系統改革プロジェクトチーム

(1) 乗合自動車の運行系統における抜本的な見直しに関すること。

附 則

この改正規程は、平成16年7月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)